

新宿御苑作業要領

環境省新宿御苑管理事務所
令和4年11月更新

(目的)

第1条 新宿御苑における工事、業務、調査等の作業について、来園者及び作業員の安全を確保し、且つ、新宿御苑管理事務所（以下「管理事務所」という。）が適切に作業を管理するため本要領を定める。

(対象範囲)

第2条 本要領は、新宿御苑にて作業を行う工事請負者、業務請負者、調査者等（以下「請負者等」）を対象とする。

(作業内容の事前報告)

第3条 請負者等の責任者は予め、作業内容、作業場所、従事する作業員等の人数を管理事務所の担当官に報告するものとする。

(作業員等の義務)

第4条 請負者等に従事する作業員等は、次の事項を厳守するものとする。

1. 園内に入る際は管理事務所の受付にて入園時間、請負者等の名称、連絡先、作業人数等必要事項を記帳すること。また、退園の際には退園時間を記帳すること。
2. 園内では定められた腕章を常時つけること。
3. 休憩時間中は管理事務所が指定する場所を使用すること。
4. 喫煙場所は管理事務所が指定する場所を使用し、携帯灰皿もしくは請負者等の責任者が設置する灰皿のみ使用可能とする。灰皿を設置した場合は、管理事務所にその旨報告するとともに、灰皿の清掃管理、火元管理を厳格に行い、喫煙者にもその旨徹底すること。
5. 来園者に不快感を与えるような服装及び、妄りな行為は慎むこと。
6. 来園者及び周辺住民とのトラブルは起こしてはならない。
万一トラブルが生じた場合は、直ちに管理事務所に報告すること。
7. 作業員等の入退園は、原則として管理門を使用するものとする。

(建設機械・器具及び車両)

第5条 請負者等は園内で使用する建設機械・器具及び車両（以下「車両等」という。）の種類、型式、運転手等の一覧表を作成し、管理事務所の承認を得るものとする。

(通行証)

第6条 第5条の車両等には、管理事務所が貸与又は指示する様式の苑内走行許可証を常時掲出するものとする。

1. 苑内走行許可証は、車両等の外部から一目で確認できる箇所に明示すること。
2. 苑内走行許可証は、他の車両に転用してはならない。
やむを得ず車両等を変更する場合は、その都度管理事務所の承諾を得ること。
3. 貸与された苑内走行許可証は、工事等完了後速やかに管理事務所に返却すること。また、管理事務所の指示により作成した苑内走行許可証については、作業等完了後速やかに処分するものとする。

(車両等の義務)

第7条 車両等を使用する園内作業に当たっては、次の事項を厳守するものとする。

1. 車両等は、原則として低振動、低騒音型を使用するものとする。
2. 機械による掘削は、事前に管理事務所職員の立会いの上で地下埋設物の有無を確認してから行うものとする。

3. 車両等の園内走行は、定められた経路にて、ハザードランプを点灯の上、最徐行（時速 15km 以下）を行い、来園者の安全確保には十分留意するものとする。
4. 車両等の走行に当たっては、緊急且つ、やむを得ない場合を除き警笛（クラクション）は使用しないものとする。
5. 車両等は、園路以外の場所に進入してはならない。
やむを得ず進入する必要がある場合は、管理事務所の指示を得るものとする。
6. 車両等の駐車は、指定された場所以外では行わないこと。
やむを得ない場合は、その都度管理事務所の指示を得るものとする。
7. 車両等の入退園は、原則として管理門若しくは作業等のために定められた門を使用するものとする。

（作業時間）

第 8 条 作業時間は原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、この時間外の作業を行う場合は事前に管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。

（休日等の作業）

第 9 条 土日祝日は原則として作業は行わないものとする。やむを得ず行う場合は、来園者及び周辺住民等の支障のない範囲で、騒音、振動、塵埃等少ないものとする。

（現場管理）

第 10 条 作業等に当たっては、次の事項を厳守するものとする。

1. 請負者等は作業等着手に先立ち、管理事務所と協議の上で入退園の方法を決定し、必要に応じ警備員を配置するものとする。
2. 作業現場は原則として、保安柵又はシート等で囲みその中で作業を行うこととする。
3. 請負者等は作業等に伴う現場に来園者等の関係ない者が立ち入らぬよう注意看板を設置する等の必要な措置を行うものとする。
4. 請負者等は、工事に伴い園路の迂回等が必要な場合は、その都度管理事務所と協議の上、迂回指導板を設置するものとする。
5. 作業用資材置場は管理事務所の指定する場所を使用し、必ずシート等で覆うなどして、盗難にあわぬよう注意するものとする。
6. 作業現場及びその付近は、常に整理整頓を行うものとする。

（安全管理）

第 11 条 請負者等の責任者は、作業現場の安全対策に万全を期するものとし、次の事項を厳守するものとする。

1. 作業現場において万一事故が発生した場合は、速やかに管理事務所に報告するものとする。
2. 危険物の取扱いは必ず危険物取扱責任者が行うものとする。
3. 作業現場における火器の使用は、作業目的に直接使用する場合に限るものとし、目的以外のために使用する場合は、事前に管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。

（その他）

第 12 条 請負者等の責任者は、管理事務所との連絡を密にし、現場の円滑な運営に努めるものとする。

第 13 条 請負者等は上記の事項について、作業等に従事する作業員全員に周知徹底させるものとする。